

2019年8月
受診分から

未就学児の 医療機関での窓口負担が 少なくなります!



子育て
+プラス

vol.
12

未就学児(小学校入学前の子ども)が県内の医療機関を受診する場合、

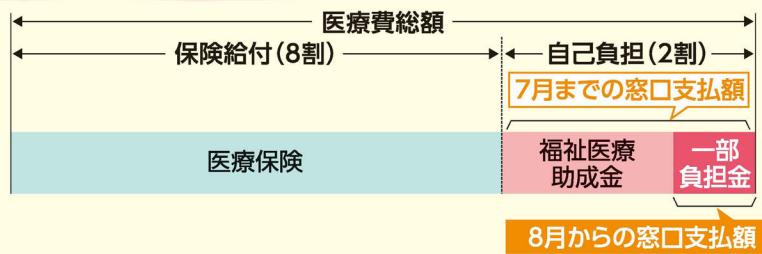
現行制度 いたん医療機関の窓口で、医療保険の自己負担(医療費の2割)を支払い、後日、市町村から助成金が保護者等に支払われます。

2019年8月から 福祉医療一部負担金のみの支払い受診できる制度に変わります。

※福祉医療一部負担金の額は、市町村により異なります。

※対象は、以下の医療費助成制度の受給資格がある未就学児です。

- 子ども(乳幼児)医療費助成
- 心身障害者医療費助成
- ひとり親家庭等医療費助成



- 県内の医療機関等で受診する場合が対象です。受診時に、窓口で受給資格証を提示してください。
- 未就学児以外はこれまでの支払い方法と変更ありません。
- 受給資格証の交付については、お住まいの市町村から案内されます。詳しくはお住まいの市町村福祉医療担当課にお問い合わせください。

問県医療保険課 ☎0742-27-8544 FAX 0742-27-0445

消費者トラブルで困ったときは 一人で悩まずにご相談ください。

☎188 (局番なし・イヤヤ)

身近な消費生活相談窓口につながります。

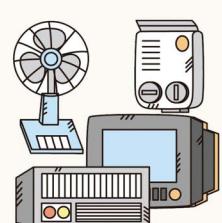
突然の訪問販売で
高額な契約をした

ネットで注文した
商品が届かない

しつこい電話勧誘に
困っている

身に覚えのない
請求がきた

家電製品で
事故にあった



専門の相談員が消費生活に関する相談を受け、アドバイスや、問題解決のお手伝いをします。

お住まいの市町村でも消費生活相談を受け付けています。

問県消費生活センター ☎0742-36-0931 FAX 0742-32-2686

県消費生活センター 中南和相談所 ☎0745-22-0931 FAX 0745-22-4999

✉www.pref.nara.jp/1746.htm

奈良くらし
手帳
vol. 40

生活に密着した
くらしに役立つ情報を
わかりやすく紹介

vol. 40

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



消費者庁イラスト集より